

求められる精神保健福祉士の 役割について(案)

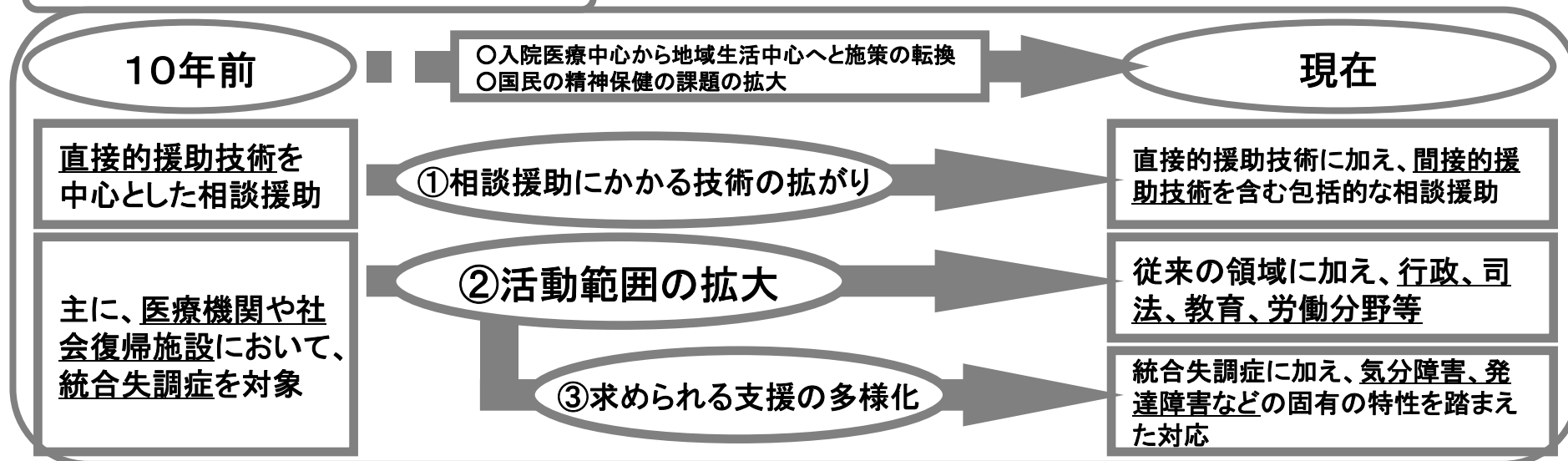
精神保健福祉士の役割の変化について

精神保健福祉士の役割について

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、精神保健福祉士の役割については、

- ① ノーマライゼーションの理念に基づき、相談援助にかかる技術の拡がり、
- ② 精神保健の課題の拡がりに伴う活動範囲の拡大、
- ③ 精神保健の課題の拡大や活動範囲の拡大に伴う求められる支援の多様化といった点で、変化があったところである。

変化のあった3つのポイント



求められる精神保健福祉士の役割(1)

(精神障害者の退院促進・地域移行及び地域定着のための支援を行う役割)

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、ノーマライゼーションの理念に基づき、相談援助の技術の拡がりがあった。



○ 精神障害者の疾患の特性を踏まえ、対象者の権利擁護や主体性を尊重した個別相談援助・集団相談援助のほか、コーディネート機能も含む、包括的な相談援助を適切に行うことが求められている。

・ 現在、精神障害者の支援のあり方は、入院医療中心から地域生活中心へと転換していることを踏まえ、医療機関において長期入院患者をはじめとした入院をしている精神障害者の退院促進・地域移行を行うとともに、在宅医療・福祉サービスの調整、住居の確保、就労支援など精神障害者が安定して地域生活を送るための総合的なケアマネジメントを担う役割

・ 精神障害者が安心して地域生活を送るため、地域住民に精神障害者の理解を求めるとともに、他職種・関係機関と連携し、必要な社会資源を整備、開発するためにコミュニティワークの技術を駆使し、地域づくりを行う役割

求められる精神保健福祉士の役割(2)

(職域の拡大に伴う新たな役割)

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、精神保健の課題の拡大に伴う活動範囲の拡大があった。



○ 行政に関する分野

- ・ 精神保健福祉センター、保健所に加え、市町村等において、精神保健福祉法や障害者自立支援法に基づき、地域の精神保健医療福祉施策を推進する専門職種

○ 司法に関する分野

- ・ 心神喪失者等医療観察法の対象者の地域ケアに携わる医療機関等の業務が円滑かつ効果的に行われるようコーディネーター役となる社会復帰調整官
- ・ 福祉の立場から専門的知識に基づき、社会復帰に関する意見を述べる精神保健参与員
- ・ 指定入院医療機関及び指定通院医療機関や矯正施設において、他職種と連携を図りながら、社会復帰の早期実現のための支援を行う専門職種

○ 教育に関する分野

- ・ 学校等において、いじめや不登校、教員の精神疾患罹患者の増加などを背景に環境調整等のマネジメントやコーディネート機能を求められるスクールソーシャルワーカー
- ・ 地域において、学齢期の発達障害者等に対する学校等教育機関との調整を図る専門職種

○ 労働に関する分野

- ・ ハローワーク等において、精神障害者の求職者に対して、精神症状に配慮したカウンセリングを行いながら就労支援を行う精神障害者就職サポーター等
- ・ 産業保健領域において、人事担当労務者・職場上司との調整や労働者本人の権利を擁護し、意思を代弁し、職場復帰支援などを行う専門職種

求められる精神保健福祉士の役割(3)

(支援の多様化に伴う新たな役割)

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、精神保健の課題の拡大や活動範囲の拡大に伴う求められる支援の多様化があった。



○ 近年、精神疾患を有する者が300万人を超えるなど、精神保健に関する課題が増大し、精神保健福祉士の活動する範囲が拡大する中、これまでの統合失調症のみならず、うつ病等の気分障害・ストレス性障害、認知症や発達障害など各々の疾患に対して、固有の特性を踏まえた適切な対応も求められている。

※ なお、精神障害者への支援に加え、精神疾患の早期対応を図るための心の健康づくりに関する役割は、行政機関や精神保健福祉士を含む専門職種等、精神保健分野で活動する全ての者の責務である。